「調整地方税額に係る控除額（(21)＋((別表一(一)「12」＋「43」)×16.3%)）×20%」を「調整地方税額に係る控除額（(21)＋((別表一「12」＋「41」)×(16.3%又は10.4%))）×20%」に改め、同表の記載要領第11号中「「留保所得金額（別表四「49の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(9)」の欄は、別表四「49の②」」を「「留保所得金額（別表四「47の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(9)」の欄は、別表四「47の②」」に改め、同第11号中「「留保所得金額（別表四「49の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(9)」」を「「留保所得金額（別表四「47の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(9)」」に改め、同第五号中「国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の」の次に「特別償却等又は」を、「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の」の次に「特別償却又は」を加え、同号(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　「法人税額及び地方法人税額の合計額（(((別表一「4」＋「5」＋「7」－「12」－「42」)－別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「4」－「8」－「9」)と0のいずれか多い金額)－((別表六(五の二)「5の③」－(別表一「4」＋「5」＋「7」))と0のいずれか多い金額)（マイナスの場合は0）」　(12)　の欄中「別表一「4」＋「5」＋「7」」とあるのは、「別表一「4」＋「5」＋「7」＋「10の外書」」として記載すること。

(2)　「住民税額の計算の基礎となる法人税額」の各欄の記載に当たつては、別表一「10」の外書の金額をこれらの欄の上段に外書として記載すること。この場合において、「住民税額((19)又は(20))×(16.3%又は10.4%)　(21)　」の欄の記載に当たつては、当該金額を「(19)又は(20)」に含めて計算すること。

別表三(一)の記載要領第五号(3)中「別表一(一)「5」」を「別表一「5」」に改め、同第六号中「「住民税額((19)又は(20))×16.3%　(21)　」」を「「住民税額((19)又は(20))×(16.3%又は10.4%)　(21)　」」に、「第42条の4第3項」を「第42条の4第4項」に改め、「中小企業者等」の次に「(平成31年4月1日前に開始した事業年度にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第8項第6号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者)」を加え、同表の記載要領に次の1号を加える。

7　「住民税額((19)又は(20))×(16.3%又は10.4%)　(21)　」及び「調整地方税額に係る控除額（(21)＋((別表一「12」＋「41」)×(16.3%又は10.4%))）×20%　(23)　」の各欄は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度にあつては「16.3%又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は10.4%」を消すこと。

別表三(二)付表の表を次のように改める。